社会保障に関するオーストリア共和国と日本国との間の協定

オーストリア共和国及び日本国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部総則

第一条 定義

1

の協定の適用上、

(a)

方の締約国」

及び「他方の締約国」

とは、

文脈により、

オー

ストリア共和国又は日本国をいう。

(b) 「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいう。

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

オーストリアについては、 次条1に掲げる社会保障 \mathcal{O} 各部 門に 関する法律、 規則及び実施細則

日 本国については、次条2に掲げる日本 国 \mathcal{O} 制 度に関う する日 本 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 法律及び 規則

(f)

(d) 国民」とは、 次の者をいう。

オーストリアについては、 オー ストリアの市民

日 本国については、 日本国 \mathcal{O} 国 籍に関する法律に う日本国民

(e) 権 限 のある当局」 とは、 次 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} をいう。

オ ストリアについ ては、 オ ス <u>۱</u> リア の法令の 運 闸 を管轄する連

]

邦大臣

日 本 国 については、 次条2に掲げる日 本 玉 \mathcal{O} 制 度 を管轄する政 府機 関

実 施 機関」とは、 次 0 t Ō をいう。

オー ストリアについては、 問題となっている事 項 \bigcirc 対 処に つき適用される法令に基づいて権限を有す

る機関

日 本国については、 次条2に掲げる日本国 \mathcal{O} 制 度 の実施に責任を有する保険機関 (その連合組織を含

む。

(g) 保 険期間」とは、 次の 期 間 をいう。

オー ストリアについては、 保険 料 納 付 間 は関連する法令により保険 期間 と同 等の もの と認められ

る限りに おいて保険料納付期間として取り扱われる期間

日 本国 については、 日 本 国 の法令のうち次条2個に規定する日本国の年金制度に関するものによる保

険 料 納 付 期間 及び 給付を受ける権利 0 確立に際 し当該法令に基づいて考慮されるその 他 \mathcal{O} 期 間。 ただ

利を確立するために考慮することとされ た期 間 は、 含め な

Ļ

社会保障

に関する他

 \mathcal{O}

協定であってこの協定と同

種

 \mathcal{O}

もの

により、

当該法令による給付を受ける権

(h) 給付」 とは、 方 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 年 金 制 度 \mathcal{O} 下 で \mathcal{O} 年 <u>.</u> そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 現 金 元給 付 をいう。

2 0 協定 \mathcal{O} 適用上、 この協定に お 1 て定義されてい ない 用 語 は、 適用 される法令において与えられてい

る意味を有するものとする。

この 協定の適用範囲

この協定は

1 才 ストリアについては、 次の社会保障の 各部門について適用する。 ただし、 この協定 \mathcal{O} 適 開上、 次の

(b) カ らはまでに規定するオースト リア 0) 制度については、 第二部 \mathcal{O} 規定及び第二 部 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} た めに

使用される規定のみを適用する。

- (a) 年金保険(公証人のための保険を除く。
- (c) 災害保険
- (d) 失業保険
- 2 日本国については、
- (a) 次 \mathcal{O} 日 本 国 \mathcal{O} 年 金 制 度につい て適 用する。 ただし、 この協定の 適 用 上 国民年 金に は、 老 齢 福 祉 年 金

その 他 \mathcal{O} 福 祉 的 目 的 \mathcal{O} た 8) 経 過 的 又は 補完的に支給される年金であっ て、 専ら又は主として国 庫 を 財 源

として支給されるものを含めない。

(i) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)

(b) 次の法律 (その改正を含む。) により実施される日本国 \mathcal{O} 医療保険制度について適用する。ただし、

の協定の適用上、 第四句 条 $\widehat{1}$ の規定を除く。) 第五条、 第十三条から第十七条まで、 第二十条から

第二十二条まで、第二十六条 (8 の 規定を除く。)及び第二十八条2の 規定は、 この心に規定する日本

玉 \mathcal{O} 制 度については、 適用しない。

- (i) 健 康保 険法 (大正十一 年法律第七十号)
- (ii) 船員保 険 法 韶 和 +匹 年 法律第七十三号)
- (iii) 玉 民 健 康 保 険 法 韶 和三十三 年法律第百九十二号)
- (iv)国家公務員 共 済 組 合法 韶 和三十三年 法律第百二十八号)
- (v)地 方 公 務員等共 済組 合法 韶 和三十: Ė 年法律第百五十二号)
- (vi) 私立 学 校教 職 員 (共済) 法 昭 和二 一十八年 法 律 第二 百匹 十五号)
- (vii) 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保に 関 する法 律 昭 和 五. 十七 年法律第八十号)

する日

玉

 \mathcal{O}

雇

用

(c) 1 失業等給付に関 の規定を除く。 本 第五条、 第六条、 保 険制度について適用する。 第七条4、 第九条2、 第十一条、 第十三条 適 から第十 Ł 条ま

ただし、この協定の

用上、

第四条

で、 第二十条から第二十二条まで、第二十六条 (8の規定を除く。) 及び第二十八条2の 規定は、 この

(c)に規定する日 本 国 の制 度については、 適用 Ü ない。

3

 \mathcal{O} 協定は、 両 締 約 玉 \mathcal{O} 法令の全ての改正についても適用する。 ただし、 その 改 正 が 改 正 前 \mathcal{O} 当 該 法令

(a)

1

ず

れ

か

方

 \mathcal{O}

締

約

国

又

は

両 締

約

玉

 \mathcal{O}

法

令

 \mathcal{O}

適

用

を受けている者又は受けたことがある者

により規律され、 又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない場合に限る。

4 間 オー で締結された協定その ストリアについては、 他 \mathcal{O} 国 1に掲げる社会保障の各部門に関する法令には、 際約束を含めない。 ただし、 保険 制 度間 \mathcal{O} 負 担 オーストリアと第三国との \mathcal{O} 配 分に関する規定を含む

場合は、 この限りでな

この 協 定の 適用を受ける者

この協定は、 次の 者 12 適 用 する。

(b)

(a) に 規定する者 に 由 来する権利を有するその 他 \mathcal{O} 者

第 匝 条 待 遇 \mathcal{O} 平

1 とがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 方の締約国 の者であって、 「の法令の適用を受けている者又は受けたこ 他 方の 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 方に 通 常居

2 住するものは、 日 本国については、 当該 他 方 1 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 締 定 約 は、 玉 \mathcal{O} 法令 日 本 玉 \mathcal{O} 適 \mathcal{O} 領域 用に際し、 外に 通常居住することに基づいて日本国民に対して認め 当 該 他 方 0 締 約 玉 \mathcal{O} 玉 民 (と同: 等の 待遇を受ける。

れる合算対象期間 に 関する日本国 の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

3 1 \mathcal{O} 規 定 は 次 \mathcal{O} 才 ス 1 リア 0 法令 \mathcal{O} 規 定に は、 適 用 しない。

(a) 社 会保障 \mathcal{O} 分野 12 お け る機関 及び 連合 組 織 の管 理 並 び に 裁 判に 従 事 する被保険者及び 雇用 者の 参 加に

関する法令

(b) 第三国 ع \bar{O} 協定に起因する保 険 制 度間 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 配 分に 関する法令

(c) 兵役期 間 及びこれと同 等 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$ ŧ 0) と認 8 5 れ る 期 間 \mathcal{O} 付 与に関する法令 (千九百三十八年三月十三日 \mathcal{O}

直 前 に オ ス 1 ij T 国 民 で あ 0 た 日 本 国 民 を除く。

第五条 海外の受給者への給付の支払

1 \mathcal{O} 協定に 別 段 の定 めが ある場合を除くほ か、 方 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 領 域 外に 通常居住すること又は当 該領 域

内 に 1 ないことのみを理由として給付を受ける権利 \mathcal{O} 取得又は給付の支払を制限する当該一 方の 締 約 国 \mathcal{O}

法令 \bigcirc 規定 んは、 他 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 内 12 通 常居住する者に ついては、 適 用 L ない。 ただし、 この 規定 は

受け 初診 る権 日 文は 利 死亡日に \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} お た 8 1 に て六十歳以 日 本 玉 \mathcal{O} 領 上六十五 域 内 に 通常居住していることを要件として定めた日 歳未満であっ た者に関して障害基礎年金又は 遺族 本 国 基礎年金を \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規

定に影響を及ぼすものではない。

2 方の 締 約 国 の法令による給付は、 第三条に掲げる者であって第三国の 領 域 方に通常居住するものに対

ては、 当 該 \mathcal{O} \mathcal{O}

方 締 約 玉 国民である場合と同一の条件で支給する。

限 り の支払金につ 7 ては、 適用、 ľ ない。

口

第

部

適

用法令に関する規定

3

1

及び

2の規定は、

オー

ス

}

リア

の法令に基づく補償

 $\widehat{\mathcal{O}}$

ため

Ď

補足給付

及

び

購

買

力を維持するため

 \mathcal{O}

第六条 般規 定

1 この協定に別段の定めが ある場合を除くほ か、 方の 締 約 国 \mathcal{O} 領 域 方で被用者又は自営業者として就労

する者については、 その被用者又は自営業者としての就労に関 当該 方 \mathcal{O} 締約 国 の法令のみを適用す

る。

2 \mathcal{O} 部 \bigcirc 規定によりオー ストリアの法令の対象となる者については、 オーストリアの法令に基づく強制

保 険に加入する権利 第七条 特 別 規 に . 関 定 日 本国 の法令に基づく保険は、 考慮されない。

8

る。

そ

 \mathcal{O}

派

遣

 \mathcal{O}

期

間

が

五.

年

を超えるも

 $\tilde{\mathcal{O}}$

と見込ま

れない

ことを条件として、

次の

とおりとする。

1 に当 又 \mathcal{O} は 方 領 (ii) \mathcal{O} 該 方 域 内 締 領 0 域 締 該 約 に 内 約 事 玉 他 国 業 で \mathcal{O} 方 所 雇 \mathcal{O} 領 の法令に基づく制 を有 域 用されてい 締 か 約 する 5 玉 派 \mathcal{O} 雇 領 遣され、 る被用さ 用 域 者 角 に 度に加入し、 \mathcal{O} 指 事 者 か 業 が、 揮 つ、 \mathcal{O} 所を有す (i) 当 下 他 方 にある場合に 該 0 カン る雇 締 つ、 他 約 方 当 該 用者、 \mathcal{O} 玉 締 \mathcal{O} には、 と雇 約 領 方の: 域 玉 当該 角 用 \mathcal{O} 契 締 で 領 約 被用者につい 域 就労するため 約国 を 内 締 で \mathcal{O} 領 結 雇 |域内に 用契約 てい ては、 に当 事 るが を締結 該 業所を有する雇用 雇 その 当 該 L 用者により 就 7 労に 方 1 な \mathcal{O} 関 締 1 当 場 約 者 該 玉 合

(a) 用 者 第二条 が 当 該 1 (a) 方の に 規定するオ 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 ス 内 1 で就労してい IJ T \mathcal{O} 制 度及び るものとみなして当該 同 条 2 (a) に 規定する日 方 本 \mathcal{O} 玉 締 \mathcal{O} 制 約 玉 度 及に関 \mathcal{O} 法 令 ては、 . D みを適 当 用 該 す 被

(b) 用 者 第二条1 が 当 該 (\bar{d}) 方 に規定するオ \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域内 ストリアの で就労しているものとみなして当該 制 度及び同条20に規定する日 方 本 国 \mathcal{O} 締 \mathcal{O} 約 制 一度に関 玉 \mathcal{O} 法 令 しては、 \mathcal{O} 4 É 当該 適 用す 被

(c) 第二 条 1 (b) 及 び (c) に 規 定するオー スト リア \mathcal{O} 制 度 並 75 に 同 条 2 (b) に 規 定 する 日 本 玉 \mathcal{O} 制 度に 関 して

る。

は、両締約国の法令を適用する。

2 1 に規定する派 遣 が 五 年を超えて継続される場合には、 両 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局又はこれらの 権 限 \mathcal{O}

ある当局が 指定する実施 機 関 は、 被用者及び 雇用 者 0 申 請 に基づき、 当 該 被用者に対し 1 に 規定する法令

を引き続き適用することについて合意することができる。

3 1 \mathcal{O} 規定 は 雇用者により 方の 締 約 玉 \mathcal{O} 領域 カ ら第三 玉 \mathcal{O} 領 域 に 派遣されてい た者が、 その後に当 該

雇 用 者に より当該第三 玉 \mathcal{O} 領 域 か 5 他 方 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 領 域 E 派遣される場合に . つ い ・ても、 適 用 する。

4 自 営業者として 0 就 労に て、 $\overset{-}{O}$ 協定 がない としたなら ば 両 締 約 玉 \mathcal{O} 法令に基づく 制度に加 入する

こととなる一 方 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 居住者につい ては、 当 該 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 法令 \mathcal{O} 4 を適用する。 その 者が 日 本 国

の法令の 4 Ď 適用を受けることとなる場合には、 1 (c) \mathcal{O} 規 定を適 用 する。

5 \mathcal{O} 条 の規 定は、 日 本 国 \mathcal{O} 領 域内に事 業所を有する雇 用 者に 日 本 玉 \mathcal{O} 領域 内で雇用されている者又は日

本 国 \mathcal{O} 領域内 で自営業者として通常就労する者が第二条2個に規定する日本 国 \mathcal{O} 年 金制度に加入していな

い場合には、適用しない。

第八条 海 上 航 行 船 舶 又 は 玉 際 運 輸 に ·従事 する航空 機 E お į, て就労する被用者

締

約

玉

 \mathcal{O}

法

令

Ò

みを適用

ず

Ź,

1 用され 令 の たなら みを適 方の ている場合には、 締 ば 約 用する。 両 締 国 約 の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者について、この協定が 玉 ک \mathcal{O} 法令が \mathcal{O} 当 規 「該者が 定に 適用されることとなる場合には、 か 当 かわらず、 該 方 \mathcal{O} 当該 締 約 者 玉 が \mathcal{O} 居住 他 方 者で、 \mathcal{O} 締 な 当該者については、 約 玉 1 限 \mathcal{O} り、 領 域 当 角 該者につい に事 業所を有する 当該 ては、 方 \tilde{O} 当該 締 雇用 約 者に な 他 玉 方 \mathcal{O} 1 . ك 法 \mathcal{O} 雇

2 用 者 玉 際 \mathcal{O} 所 運 在 輸 する締 に 従 事 約 する航空 玉 \mathcal{O} 法 一機に 令 Ò みを適用 お 1 て被用者として就労する者については、 でする。 その 就労に関 当該 者 \mathcal{O}

第 九 条 外交使: 節 団 \mathcal{O} 構 成 員、 領 事 機 関 \mathcal{O} 構 成 員及び公務員

1 几 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 協定 領 事 関係 は、 千 に関するウ 九 百六十一 イ | 年 -ン条約 应 月十 \mathcal{O} 八 規定に影響を及ぼすものでは 日 \mathcal{O} 外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十 な

2 ては、 として取 1 \mathcal{O} 当該 規定に従うことを条件として、 ŋ 扱 わ 方 'n \mathcal{O} いる者が 締 約 玉 他 \mathcal{O} 方 領 \mathcal{O} 域域 締 角 約 で就労しているものとみなして当該 玉 \mathcal{O} 領域内で就労するために派遣される場合には、 方の 締 約 国 \mathcal{O} 公務員又は当該 方の 方の 締約 締 約 国 玉 の法令において公務員 \mathcal{O} 法令 これらの者につ \mathcal{O} 4 É 適 用す 1

雇

る。 これらの者が日 本国 の法令の み O適用を受けることとなる場合には、 第七条10の規定を適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

は 自営業者 日 本 玉 \mathcal{O} 権 \mathcal{O} 申 限 請 \mathcal{O} に ある当局又 . 基 づ き、 は 雇 用 実施 又は 機 自営 関 及び 活 動 オ] \mathcal{O} 性 ネト 質及 ij び Ź \mathcal{O} 状況を考慮 権 限 \mathcal{O} あ る当 特定 局 は、 \mathcal{O} 者又はは 被用者及び 特定 \mathcal{O} 雇 範 用 者 进 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 申 請 \mathcal{O} 利 又

益 のため、 第六条か これら 5 前 \bar{O} 条ま 特定 0 で 者又は \mathcal{O} 規 定 特 \mathcal{O} 定 例 外 \mathcal{O} を認め 範 囲 \mathcal{O} 者に ることについて合意することができる。 1 ず れ か 方 0 締 約 玉 \mathcal{O} 法 令が 適用 されることを条件

第十一条 配偶者及び子

1 るも る者が 要件を満たすことを条件として、第二条2(a)(i) 日 O本 に同 適 玉 \mathcal{O} 用を受ける第七条 .行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に 領 域 内 で就労する者であって、 (4の規定を除く。) オーストリア に規定する日本国 又は前角 条 に \mathcal{O} 事 業 規定により 所を有す O年 金制 る雇用 才 度に関する日 Ì 用者に 関する日 ス トリ Ź ょ 本国 0) り 本 法令 日 玉 \mathcal{O} 本 法 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 法令 令に定める 適 に 用 派遣され を受け \mathcal{O} 適 用

2 日 本 国 \mathcal{O} 領 域内で就労する者であって、 第七条4、 第九条2又は 前条 \mathcal{O} 規定により オー ストリア の法令

を免除する。

ただし、

当該

配

偶者又は子が

別段

0

申

出を行う場合には、

この

規定は、

適

用

L

ない。

オー

スト

リア

の法令に基づく制

度に

加入し、

か

つ、

社会保障に関する協定の実施

に

関す

る日

本国

の法

定する

 \mathcal{O} み の適用を受けるもの (1に規定する者を除く。)に同行する配偶者又は子については、 次に掲げる日

本 玉 の法令 \dot{O} 適 用 を免除する。 ただし、 当該配偶者又は子が別 段 0 申 出を行う場合には、 この規定 は、 適

用しない。

(a) 第二条2(a)i)に 規定する る日 本 玉 \mathcal{O} 年 金 制 度に関する日 本 国 \mathcal{O} 法 社会保障 に 関 する 協 定 \mathcal{O} 実 施 に 関

する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。

(b) 第二 条 2 (b) (iii) 及 び(wii) に 規定する日本 国 0 医 療 保 険 制 度に関 する日 本 玉 \mathcal{O} 法 令 同 条 1 (b) に 規

に定める要件を満たす場合に限る。)

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、 第九条2及び前条の規定は、 各締約国の法令における強制加入についての み適用

する。

第三部 給付に関する規定

第一章 オーストリアの給付に関する規定

第十三条 通算

1 両 締 約 玉 の法令による保険期間を有している者について、 当該保 険 期 間 は、 重複しない限りにおいて、

必 要があるときは、 給付を受ける権利を取得するためにオーストリ アに おけ る保険 期間とみなして合算さ

れる。

2 オ] ストリアの法令による給付を決定するために考慮される保険 期 間 \mathcal{O} 合計が十二箇月に満 たな 1 場 合

であ ŋ, か つ、 当 該 保 険期 間 に より当該法令による給付を受ける権利が ない場合には、 才 ス トリ T \mathcal{O} 法

令による給付は、支給しない。

3 オ | ストリア \hat{O} 実施 機 関 は、 才] ス } リア の法令に従 い、 保険 期間を合算し、 及び次 \mathcal{O} 規定を考慮する

ことによって、 申 請者が給付を受ける権利を有するか否か を決定する。

(a) オー ストリアの法令が、 特 莂 な制度の対象となる職業における保険 期間又は特定の職業若しくは雇用

に おける保険期間を満たしていることを条件として特定の給付を支給する場合には、 当該 特 別な制 度に

対応する制度又はこれがないときは同 の職業若しくは同一 0) 雇用における日本国の法令による保険期

間のみを考慮する。

- (b) ならない。)を延長することを定めている場合には、 オー ストリアの法令が年金の支給期間に応じて参照期間 日 本 国 (その期間 0 法令による年金が支給されてい 中に保険期 間 が満たされなけ た 期 れば 簡 に
- (c) よる強制 被用 者又は 保 険 \mathcal{O} 自営業者として就労してい 保 |険料納 付期間として取 ŋ た者 扱 わ $\bar{\phi}$ 日 れ る。 本 国 に お け る 保 険 期 間 に 0 7 ては、 収入を伴う 活動 に

ついても当

該

参照

期間を延長する。

(d) 才 1 ス 1 リア 0 法令に、 よる給付を受ける権利を取得するため に は、 オ ス 1 ij Ź が 同 種 \mathcal{O} 社会保障

関 する協定を有する第三 玉 に お 1 7 保 |険期 間を満 たし た者の当 該 保険 期 間 に . つ い ても考慮する。

第 应 条 給 付 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 計

- 1 前 条 1 \mathcal{O})規定 を適用することなくオー ストリアの法令による給付を受ける権利 が 存在する場合には、
- 2 才 前 条 スト 1 \mathcal{O} ア 規 \mathcal{O} 定に基づく期間 実 施 機 関は、 \mathcal{O} 当該法令により考慮される保険期間 通算によってのみオー ストリアの法令による給付を受ける権利 \mathcal{O} みに基づい て給付の額を決定する。 が 存在する

ij

場合には、 オー スト IJ Ź 0 実施 飛機関は、
 三国間 の協定に基づく給付の額 \mathcal{O} 計 算に関する国内法に従って給

付 の額を決定する。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十五条 通算

1 日 本国 0 実施 機関 は、 日 本 国 \mathcal{O} 給付を受ける権利 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 要件を満たすために十分な保険 期 間

を

有 Ĺ ない 者について、 この 条の 規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、 日 本国 の法令による保

険 期間 と重複しない 限 りに お **\ て、 才 ストリアの法令による保険期間を考慮する。 ただし、 この 1 \mathcal{O} 規

定 は、 死亡又は脱退 を理由とする第二条2個に規定する日本国 \mathcal{O} 年金制度の下での 時金については、 適

用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) オ ス 1 リアの法令による保険期 間 は、 日 本国 \mathcal{O} 淳生年: 金保険の保険期間及びこれに対応する国民年

金の保険期間として考慮する。

(b) 才] ス 1 リアの法令により鉱 Ш において常時 の坑 |内作業に従事することによって満たした期間として

認 めら れた保険 期 間 は、 日 本国 \mathcal{O} 厚生年金保険に お け Ź 同 種 \mathcal{O} 作業に従事した期間として考慮する。

第十六条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

る権

利

 \mathcal{O}

確

<u>\f\</u>

に当たっ

7

は、

適

用

しな

す。 保険 る場合には、 険 で 期 0) 日 ただし、 期 間 本 間中 中 時 国 金を除く。 にあることを要件として定めている場合におい の法令が、 あるときは、これらの 国民年金 0 条 以下この条において同じ。)を受ける権利 \mathcal{O} 障害給付又は遺族給付 規 の下での障 定は、 厚 害給付 生 年 給付を受ける権 金 文は 保 険 (死亡を理由とする第二条2個に規定する日本国 遺 \mathcal{O} 下 族給付を受ける権利 で \mathcal{O} 利 同 \mathcal{O} て、 確立 0) 保険 初診 に当たり、 \mathcal{O} 事 日 確立 故 文は が この \mathcal{O} に基づく障害給付又は ため 当 死亡日 条の 該 要 ĺŹ 一件は、 「がオー 規定を適用せずとも確立 初診日又は死亡 満 ストリ たされたもの 遺族 アの $\overline{\mathcal{O}}$ 年金制 日 法令による 給付を受け が 特 とみな 度の 定 され \mathcal{O} 下 保

第十七条 給付の額の計算

1 場合には、 日 本 国 \mathcal{O} 実 2 施 カゝ 機関 5 4 は までの規定に従うことを条件として、 第十五条1又は 前条 \mathcal{O} 規 定の 適用により 日 本国の法令に従って当該給付 Ħ 本国 の給付を受ける権 利 \mathcal{O} が 額を計算す 確立される

る。

2 8 障 \mathcal{O} 要件 害基 碰 が 年金そ 第 五 条 $\overline{\mathcal{O}}$ 1 他 又は \mathcal{O} 保 険 前 期 条 間 \mathcal{O} に 規 定 か \mathcal{O} カゝ わらず 適 用 によ 定額 ŋ 満たされる場合には、 が支給される給付に関しては、 支給される当該 当該 給付 給付を受けるた \mathcal{O} 額 は、 当

7

計

算さ

れ

るも

0

に

る。

L

 \bar{O}

るため

 \mathcal{O}

が

第

+

1

前

 \mathcal{O}

該給付が支給される年金制 る保険期間を合算 た 期間 度における保険料 に対する当該保険 料 納 納 付 期 付 期 間 間 及び保険料免除 及び 保 険料 免除 期 間 期 間を合算 並 びにオ た期 ストリアの法令によ 間 \mathcal{O} 比 率

1 7 計算する。

3 厚 生年 金保険 \mathcal{O} 下 で \mathcal{O} 障 害 給 付 及 てバ 遺 族 給 付 厚生 年 金 保険 に お け る 保険 期 間 が 日 本 玉 \mathcal{O} 法 令 上 定 \Diamond 5

れ た 期 間 に 満 たない 限 場合に支給されるもの に関 ては、 これら であって、 給付を受け 支給される給 付 \mathcal{O} 要件 額 が . 当該. 定 め 五. 条 ら れ 又は た 期 間 条 に 基 づ 規 1 定

 \mathcal{O} 適 用に ょ り 満 たされる場合に には、 支給される当 該 給 付 \mathcal{O} 額 は 厚 生 车 金保 険に お け る保 険 期 間 及 75 才

ス 1 ij アの法令による保険 期 間 を合算した期 間 対する当 該厚: 生年 -金保険 に おけ る保 険 期 間 \mathcal{O} 比 率 に 基

1 て計 算する。 ただし、 当該 合算 た期 間 が 当該定めら ħ た期 間を超える場合には、 当該 合算 た期 間

は、 当 該 定めら ħ た期間 と同 \mathcal{O} 期間とする。

4 老 齢 厚 生 年 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 部 であ る配 偶 者 加 給その 他 0 給付であって、 厚生年· 金保険に お ける保証 険 期 間 が 日 本 玉

 \mathcal{O} 給付を受けるため 法令上定めら ħ 0) た 要件が 期 間 に 第十 等 Ù 五 1 条 場合又はこれを超える場合に一 1 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用に より満たされる場合には、 定額が支給されるものに 支給される当該給 . 関 L ては、 付 \mathcal{O} 該 額

は、 当 該 定められ た期間に対する厚生年金保険における保険期間 \mathcal{O} 比率に基づいて計算する。

第四部 雑則

第十八条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) 0 協 定 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} ため に必要な行政 上 0) 措置に ついて合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自 玉 \mathcal{O} 法 令 0 変更 $\widehat{\mathcal{L}}$ 0 協 定 \mathcal{O} 実 施 に影響を及ぼ す Ĺ Ŏ に限 る。 に関する全ての情報をできる限

速やかに相互に通報する。

2

両 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当局及び 実施機関は、 それぞれ で権限 \mathcal{O} 範囲内で、 この協定の実 施のために必要

な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十九条 連絡

1 の協定 \mathcal{O} 実施に際 Ļ 両 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局及び 実施 機 関 は、 相互に、 及び代理人その 他 \mathcal{O} 関 係

者 (居住地) で 問 わない。 に対して、 日 本国については 日 本語に により、 オーストリアについてはドイツ語

V)

出すべき文書に係る行

政

Ĺ

一又は

領

事

事

務

上

の手

数

料

() ()

免除

又は

軽

減

が

規定されてい

る場合には、

これら

 \mathcal{O}

により、直接連絡することができる。

2 の協定の 実施に際し、 日 本 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 権 限 \mathcal{O} ある当局及び実施 機 関は、 オーストリアの公用語 のうち Ó 0)

言語で作成されていることを理由として、 また、 オー ネト ij ケ \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局及び 実施 機 関 は、 日 本 語

で作成されていることを理由として、 申請書その 他 \mathcal{O} 文書 \mathcal{O} 受理を拒否してはならな

第二十条 手数料及び認証

1 方 \tilde{O} 締 約 国 \mathcal{O} 法 令 その 他 関 連 す る法 律及 CK 規 則 に お 1 て、 当 該 方 \mathcal{O} 締 約国 \mathcal{O} 法 令の 適 用 に際 して提

規定は、 この協定及び 他 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 適 用 12 際 7 提出すべ き文書についても、 適 用 する。

2 の協定及び一方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 適 用に際し て提出される文書については、 外交機関又は領事 機関に

よる認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条 申請、不服申立て及び申告

1 方の 締 約 国 \mathcal{O} 法令に基づく文書による給付 \mathcal{O} 申 請 不 服申 立てその 他 申 告が 他 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 法 i 令に: 基

づく類似 \mathcal{O} 申 請、 不 服申立てその他申告を受理する権限を有する当該 他 方 0 締 約 玉 \mathcal{O} 権限 \mathcal{O} あ る当局又は

実施 機関に提出された場合には、 当該 総付の 申 請、 不服申立てその他申告は、 その提 出 \mathcal{O} 日 に当該 方の

締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局 又 八は実施が 機 関 提出されたものとみなし、 該 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 手 続 及び 法令に

従って取り扱う。

2 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当 局 又 は 実 施 機 関 は、 1 \mathcal{O} 規 定に 従 0 て 提 出され た給 付 \mathcal{O} 申 請 不 服 申立 7

そ \mathcal{O} 他 申告を遅滞なく 他 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局 又は 実施 機 関に伝達する。

第二十二条 給付の支払

0 協定に基づく給付 この支払 は 1 ず れ \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 通 貨に よっても行うことができる。 7 ず ħ か 方 \mathcal{O} 締

約 国 が 外 国 為 替 取 引 又 は 海 外 送 金を 制 限 す る措置を実 施する場合に は、 両 締 約 玉 \mathcal{O} 政 府 は、 この 協定に基

く当 該 方 \mathcal{O} 締 約国 による給付 の支払を確保するために必要な措置に つい て、 直ちに協議する。

第二十三条 情報の保護

1 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当局 又は 実 施 機 関 らは、 当 該 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 法令の下で収集された個人に関す

る情 報 (この協 定 \mathcal{O} 実 施 0) ため に 必 要なものに限る。)を当該 方 0 締 約 玉 \mathcal{O} 法 律 . 及び 規 魺 に従って他方

の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

側

 \mathcal{O}

権

限

 \mathcal{O}

ある当局又は実施

機

関

に

通

報する。

い

2 基づき、 方の 当該 締 約 国 方 0 権 \mathcal{O} 限 締 \mathcal{O} 約 ある当局又は実施 玉 \mathcal{O} 法令の 下 で 収集され 機 関は、 た個 他 方の 人に 締 関する情報 約 国 \mathcal{O} 権限 (当該 0 あ 他方 る当局又は実 \mathcal{O} 締 約 玉 施 \mathcal{O} 法 機 令 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 要請 実 施 \mathcal{O} に

ため に必要な Ł \mathcal{O} に 限る。 を当該 方 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 法 律 及 び 規 萴 なに従っ て当 該 他 方 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る

当局又は実施機関に伝達することができる。

3 1 及び 2 \mathcal{O} 規 定に従って行わ れ る情 報 の伝 達に 関 個 人に関う す る情 報 は 両 締 約 玉 \mathcal{O} 法 律 及び 規 則 並

びに次の規定により保護される。

(a) ため 受領 に \mathcal{O} 側 4 \mathcal{O} 使用する。 権 限 \mathcal{O} あ る当局又は ただし、 受 実 領 施 玉 機 関 \mathcal{O} は、 法 律 · 及び 伝 達さ 規 則 れ た が 刑 個 事 人 に 法 関 上 \mathcal{O} する情報をこ 法 益 \mathcal{O} 保護、 0 協 課 税等 定を実施 \mathcal{O} 特 する 定 \mathcal{O} 目 目 的 的 \mathcal{O} \mathcal{O}

た め にこの 協定 \mathcal{O} 実 施 以 外 \mathcal{O} 目的 で当 該情報を使用することを義務付けてい る場合は、 この 限 りで な

(b) 関 \mathcal{O} 個 要 Z 請 \mathcal{O} に 事 案に 基づき、 お 7 て、 伝達され 受領 た 側 個 \mathcal{O} 権 人 に 限 関す \mathcal{O} あ る情 る当局 報 又は \mathcal{O} 使 用 実 施 及び当該使用により得られた結果について伝達 機 関 は、 伝 達 側 \mathcal{O} 権 限 0 ある当局又は 実施 機

22

又は

実

施

機

関

は、

直

ち

にこれら

0)

情

報

を

訂

正

Ļ

又は

廃

棄す

(c) 限 報 て必要な範囲 伝達 が \mathcal{O} あ 伝達されたことが る当 側 \mathcal{O} 権限 局 又は に限定されていることを確保する。 \mathcal{O} 実 ある当局又は 施 明ら 機 関に かになった場合には、 . 対 実施 し直ちにこの 機関は、 事 伝達される情報が 実 を 誤 伝 通 達 ^つ 報 た情報又は 側 する。 \mathcal{O} 権 限 正 \mathcal{O} 5伝達1 \mathcal{O} あ 確であること及び伝達 る当 場 湾に 国 局 \mathcal{O} には、 又は 法律及び 受領 実施 機 規則に合致 側 関 \mathcal{O} は、 権 \mathcal{O} 目 限 的 受領 \mathcal{O} あ 照らし な 側 \mathcal{O} 1 情 権

(d) 情 き、 報 伝達 の受領者を当 側 伝達され \mathcal{O} 権 限 た当 \mathcal{O} 該 あ 該 本 る当局 本 人に に関 又 通 は 報する。 す 実 る情に 施 機関 報 及 \mathcal{O} 内 び 受領 容 当 側 該 \mathcal{O} 情 権 報 限 \mathcal{O} \mathcal{O} 使 ある当局 用 \mathcal{O} 目 的 又は 実施 法的 根拠 機 関 及び は、 期 本 間 人 並 0 び 請 に当 求 に 該 基

- (e) 本人の請求があった場合には
- (i) \mathcal{O} 受領 使用を停止し、 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局又は 又は当該 情報 実 を 廃 施 棄し、 機関 は、 伝 受領 達 側 玉 \mathcal{O} 権 0 限 法律及び \mathcal{O} ある当局 規則に従 又は 実施 機 不法に取 関 に対 n 直ちに当該情 扱 わ れた情報
- (ii) 伝 達 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局 又は 実 施 機 関 は 自 5 が 取 1) 扱 た不正 確 な 情 報 を 訂 正 受領 側 \mathcal{O} 権 限

報

 \mathcal{O}

使

用

 \mathcal{O}

停

止

又

は

廃

寒を通

報

でする。

のある当局又は実施機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(f) 方 \mathcal{O} 締 約 玉 は 情報 \mathcal{O} 保 護に 関する個 人 \mathcal{O} 権利 が侵害された場合において、 当該個· 人が 当該一 方の

締 約 玉 \mathcal{O} 独 立して おり、 か つ、 公平である裁判所に 有効な苦情の申立てを行う権利を有すること並びに

当 該 個 人が 効果的 な救 済措置及び 適当な場合には 補償を求める機会を与えられることを確保する。

(g) 伝達され た 個 人に 関す る情 報 は、 伝達され た 目的 \mathcal{O} ため に必要とされなくなった場合には、 受領 側 \mathcal{O}

権 限 0 あ る当局 又 は 実 施 機 関に ょ り、 受領 玉 \mathcal{O} 関 連 する法律及び 規則に従 って廃棄される。

(h) 伝 達 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当 局 又は 実 施 機 関及び)受領 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局 又は 実施 機 関 は、 個 人に関 する情

報の伝達及び受領の理由、内容及び日付を記録する。

(i) 伝 達 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る当 局 又は 実施 機関及び受領 側 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局 又は 実施 機 関 は、 個人に関する情

報 を 特に、 滅失並 びに許可され てい な 1 アクセス、 変更及び開 示から効果的に保護する。

第二十四条 意見の相違の解決

この協定 \mathcal{O} 解釈 又 ĺは 適 用に 0 1 ての意見 0 相 違 には、 両 締 約 玉 \mathcal{O} 関係 局 間 \mathcal{O} 協 議により解決する。

第二十五条 見出し

この協定中 -の 部、 章及び条の見出しは、 引用上 $\overline{\mathcal{O}}$ 便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解

釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十六条 経過規定

の協定は、 その 効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものでは

1

2 \mathcal{O} 協 定 \mathcal{O} 実 施に当たっては、 この 協定に より給付を受ける権利を確立するために、 この 協定の 効力

な

生前 \mathcal{O} 保 険 期 間 及び 他 \mathcal{O} 法 的 に 関 連する事実を考慮する。

3 の協定は、 その 効力発生前 に 時 金 の支払又は保険料 の還付に より 解決された権利に つい ては、 適 用

しない。

4 の協定の効力発生前に行われた決定 (給付を受ける権利を認めないことを含む。) は、 5 から7まで

 \mathcal{O} 規定に従うことを条件として、この協定により確立されるい かなる権利にも影響を及ぼすものではな

\ <u>`</u>

5 オーストリアについては、 この協定の みによって支払うべき給付 0 額は、 受給者 \bar{O} 申 請に基づき、この

発

1

ては、

当

該

派遣

 \mathcal{O}

期

間

は、

0

協定

0

効

力発生の

日に

開

始

Ü

たものとみなす。

協 定 \mathcal{O} 効力発生の 日以降に決定する。 当該申請がこの協定の効力発生から二年以内に提出された場合に

は、 当該給付は、 効力発生の 日以降について支払う。その他の場合には、 オースト ij アの法令により決定

された日以降について支払う。

6 才 ストリアについては、 ے \mathcal{O} 協 定 \mathcal{O} 効力 発生 前に決定された給 付 \mathcal{O} 額 は、 見直 を新 たに 行 わ

な

1

7 日 本国については、 この協 定 0 適 用 の結果として、受給者に対 この 協定の 効力発生 一前に 権 葪 が 確 立

された給付の額を減額してはならない。

8 第七条 1 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用に当たっては、 この 協定 \mathcal{O} 効 分 発 生 一前 に 同 条 1 に 規定す る派 遣を 開始 た者に 0

第二十七条 効力発生

この協定は、 両 締 約 国 が、 この協定 の効力発生に必要なそれぞれ の憲法上の 要件が満たされた旨を相互に

通告する外交上の公文を交換した月の後三 一箇月 目 \mathcal{O} 月 \mathcal{O} 初 日 に効力を生ずる。

第二十八条 有効期間及び終了

1 \mathcal{O} 協定は、 無期 限 に効力を有する。 1 ず れ \mathcal{O} 締 約 玉 ŧ, 外交上 の経路を通じて他方の 締 約 玉 対 書

面 によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、 終了の通告が行われた

月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が 1 の規定に従って終了する場合には、 終了 \dot{O} 日 \mathcal{O} 前 に給 付 \mathcal{O} 申 請を提出 Ļ かつ、 当該給付

を受ける権利 \mathcal{O} 取得 \mathcal{O} ため の要件を満たす者がこの協定に基づい て取得した当該給付を受ける権利及び当

該給付の支払に関する権利は、維持される。

以 Ĺ の証拠として、 下名は、 各自 0) 政 府 カ 5 正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年一月十九日に東京で、ひとしく正文であるドイツ語、 日本語及び英語により本書二通を作成

した。

解釈に相違がある場合には、 英語の本文による。

オーストリア共和国のために日本国のために